

地方消費者行政に対する実効性ある財政支援の拡充を求める意見書（案）

（日本共産党堺市議会議員団提案分）

消費者庁や消費者委員会の創設により、政府の消費者行政の体制、機能が強化されるとともに、地方消費者行政活性化基金、地方消費者行政推進交付金の継続的な措置によって、地方消費者行政は推進されてきた。一方で、悪質商法による消費者被害が高い水準で推移している現状において、高齢者の被害を防ぐ消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）の構築など、関連機関等との連携による施策展開が重要な課題となっている。

このような中、2018年度（平成30年度）当初予算の地方支援の交付金措置は24億円に削減されたため、財政的余裕がない地方公共団体は、新たな消費者行政施策の実施が困難になり、従来の消費生活相談体制等の維持さえも危ぶまれている。

地方消費者行政の機能強化は、地方支分部局を有しない消費者庁が消費者行政施策を展開する上でも不可欠である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、地方公共団体が自主的に消費者行政を推進できるよう、下記の事項に取り組むことを強く要望する。

記

1. 地方消費者行政に係る交付金の減額が地方公共団体に及ぼす影響を具体的に把握するとともに、当初予算で確保できなかった交付金額について、国として早急に補正予算で手当てすること。また、併せて地方公共団体の実情に応じた自主的な消費者行政施策が展開できるよう、交付対象事業の範囲や期間を見直すこと。

2. 2019年度（平成31年度）の同交付金を、少なくとも2017年度（平成29年度）までの水準で確保すること。

3. 地方公共団体の事務の中に、国の消費者行政施策と密接な関連性を有している事務が含まれている実態を踏まえ、その事務費用の一定割合を国が持続的に負担する仕組みを検討すること。

4. 地方公共団体が消費生活相談員等の専門人材や消費者行政担当職員を確保するための支援を行うとともに、その資質向上のための研修を実施するなど、体制強化に向けた施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2018年 月 日

堺 市 議 会